3　機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資支給返還金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、学資支給返還割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とする。

4　学資支給返還金要返還者が、支払能力があるにもかかわらず学資支給返還割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前三項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに学資支給返還金の返還未済額の全部を返還しなければならない。

（学資支給返還金の返還期限の猶予）

第三十二条の三　機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

（死亡等による学資支給返還金の返還免除）

第三十二条の四　機構は、学資支給返還金要返還者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資支給返還金を返還することができなくなったときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を免除することができる。

一　死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者　その学資支給返還金の返還未済額の全部又は一部

二　精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者　その学資支給返還金の返還未済額の一部

2　機構は、前項の規定による学資支給返還金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（学資支給返還割賦金の返還の通知、督促及び強制等）

第三十二条の五　機構は、六月以内にその返還期日が到来することになる学資支給返還割賦金を返還する義務を有する学資支給返還金要返還者に対しては、あらかじめ当該学資支給返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。

2　機構は、学資支給返還割賦金の返還を延滞している学資支給返還金要返還者に対しては、少なくとも六月ごとに当該学資支給返還金要返還者が延滞している学資支給返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

3　機構は、前項の規定により学資支給返還金要返還者に対し学資支給返還割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる学資支給返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該学資支給返還割賦金に係る第一項の規定による通知を要しない。

4　機構は、学資支給返還割賦金の返還を延滞している学資支給返還金要返還者が前二項の規定による督促を受けてもその延滞している学資支給返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法第七編に定める手続により学資支給返還割賦金の返還を確保するものとする。

5　機構は、前項の規定によっても学資支給返還割賦金の返還を確保することができないときその他学資支給返還金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により学資支給返還割賦金の返還を確保するものとする。

6　前二項の規定は、学資支給返還金の返還未済額の全部の返還（第三十二条の二第四項の規定による学資支給返還金の返済未済額の全部の返還をいう。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において、第四項中「前二項の規定による督促を受けてもその延滞している学資支給返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに学資支給返還金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、前項中「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返済未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

第三十四条（見出しを含む。）中「第一条第二項」を「第一条第三項」に改める。

第三十五条の二中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第三十七条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令第八条の二第四項の文部科学省令で定める者）

第三十八条　令第八条の二第四項の文部科学省令で定める者は、支給対象校（令第八条の二第一項に規定する支給対象校をいう。）に在学する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二　その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

三　前二号に掲げる者に類するものとして機構が定める者

附則第四条第二項中「第一条の二」を「第一条の二第一号」を「第一条の四第一項第一号」に、「貸与」を「貸与及び支給」に、「貸与及び」を「貸与及び支給並びに」に、「第一種学資金（」を「第一種学資貸与金（」に、「「第一種学資金」を「「第一種学資貸与金」に、「「学資金」を「「学資貸与金」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改める。

附則第六条中「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に改め、「経過した後に」の下に「第一種学資貸与金の」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（平成二十九年度において学資支給金の支給を受ける者に係る選考の特例）

2　平成二十九年度において独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項において単に「学資支給金」という。）の支給を受ける者に係る選考は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　学資支給金の支給を受けようとする私立の高等専門学校の第四学年に進級した学生で、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号。以下この項において「令」という。）第一条第一項の表備考第七号の自宅外通学のとき（以下この項において単に「自宅外通学のとき」という。）に該当する者のうち、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

二　学資支給金の支給を受けようとする高等専門学校の第四学年に進級した学生で、令第八条の二第四項に規定する者に該当する者のうち、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

三　学資支給金の支給を受けようとする私立の大学又は私立の専修学校の専門課程に入学した者で、自宅外通学のときに該当する者のうち、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

四　学資支給金の支給を受けようとする大学又は専修学校の専門課程に入学した者で、令第八条の二第四項に規定する者に該当する者のうち、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

3　前項に規定する推薦の基準は、独立行政法人日本学生支援機構が定める。